

第 1 1 号議案

中間市コンプライアンス条例及び中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

中間市長 福田 浩

中間市コンプライアンス条例及び中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

(中間市コンプライアンス条例の一部改正)

第1条 中間市コンプライアンス条例（平成15年中間市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ただし書中「第22条に規定する臨時的任用職員」を「第22条の3の規定により臨時的に任用された職員」に改める。

(中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年中間市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項の規定に基づく臨時的任用職員」を削る。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

(第1条関係)

中間市コンプライアンス条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項に規定する特別職に属する職員のうち市長、副市長及び教育長をいう。ただし、<u>法第22条の3の規定により臨時的に任用された職員</u>を除く。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項に規定する特別職に属する職員のうち市長、副市長及び教育長をいう。ただし、<u>法第22条に規定する臨時的任用職員</u>を除く。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

(第2条関係)

中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で、「補償基礎額」とは次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項の規定に基づく臨時的任用職員</u>その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で、「補償基礎額」とは次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>